

学 寮 関 係

1. 学寮に関する規程

- (管理者)
- 第1条 本校の学寮（以下「学寮」という。）は校長が管理する。
- (施設の目的)
- 第2条 教育基本法に則り、遠隔地の生徒の学校生活の便宜を図り、共同生活を通じて民主的、社会的教養を高めることを目的とする。
- (寮 生)
- 第3条 本校生徒で、校長から入寮を許可された者をもって寮生とする。
- (入・退寮)
- 第4条 入寮希望者は、原則として離島及び名護以北の男子生徒とし、入寮申込書(様式1)を、保護者連署のうえ校長に提出するものとする。
- 2 校長は入寮を許可する場合は、入寮決定通知書(様式3)を保護者あて交付する。
 - 3 入寮を許可された者は、速やかに入寮誓約書(様式4)を校長あて提出するものとする。
 - 4 離島及び名護以北の入寮希望者が入寮予定人数を上回っている場合は、抽選をして入寮者を決定する。
 - 5 入寮希望者が入寮予定人数を下回っている場合は、離島及び名護以北の入寮希望者を優先に入寮者を決定する。残りをその他の希望者で抽選をして入寮者を決定する。
 - 6 退寮を希望するものは、退寮願(様式2)を、保護者連署のうえ校長に提出するものとする。
- (運 営)
- 第5条 校長は、学寮運営のため舎監を置く。舎監は設置の目的に則り、寮生活全般にわたって指導する。
- (会 議)
- 第6条 校長は、学寮運営のため学寮運営委員会を開催する。委員長は舎監が努めるものとし委員は別に定める
- (舎監・寮生)
- 第7条 舎監は学校長の教育方針に則り学寮を運営する。
- 2 寮生は舎監の指導助言に従い、寮風の刷新改善に努めなければならない。
- (寮生役員)
- 第8条 舎監を補佐し、寮生活の向上発展を図るため次の役員を置く。任期は1年間とする。
- (1) 寮 長 1名
 - (2) 副寮長 1名
- (経費及び寮費)
- 第9条 学寮の経費は入寮費、寮費及びその他の経費（以下「納入金」という。）でもって充てる。
- (1) 入寮費・・・・・・・・ 5,000円
 - (2) 寮 費・・・・・・・・ 30,000円
- (細則、心得等)
- 第10条 学寮の運営を円滑にするため、学寮細則又は寮生心得を別に定め、学校長の承認を得て施行する。
- (罰 則)
- 第11条 寮生で学校の懲戒処分を受けた者及び学寮細則第6条に違反し学寮生活に不相当と認められたときは、校長は退寮を命じることができる。
- (納入金の滞納)

第12条 校長は、寮費その他の納入金の納付を滞納した者に対して退寮を命じることができる。
(帳簿)

第13条 学寮には、次の帳簿を備える。

- (1) 公文書綴
- (2) 備品台帳
- (3) 食糧に関する帳簿
- (4) 会計に関する帳簿
- (5) 入退寮に関する帳簿
- (6) 外出、外泊に関する帳簿
- (7) 学寮日誌
- (8) 学寮に関する規則綴

(防 災)

第14条 火災や地震等非常事態に対処するため、自営消防組織を編成し、かつ避難訓練を行うものとする。

(規則の改廃)

第15条 本規程の改廃は、職員会議に諮り、学校長がこれを行う。

2. 学寮細則

学寮規程第10条に基づいて次のとおり学寮細則を定める。

第1条 学寮の日課は次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|----|----|-------------|
| (1) | 起 | 床 | 7:00 |
| (2) | 点 | 呼 | 7:30～ 7:40 |
| (3) | 朝 | 食 | 7:40～ 8:00 |
| (4) | 登 | 校 | 8:40 |
| (5) | 昼 | 食 | 12:00～12:30 |
| (6) | 夕 | 食 | 17:00～21:30 |
| (7) | 室内 | 清掃 | 21:30～21:50 |
| (8) | 点 | 呼 | 22:00 |
| (9) | 消 | 燈 | 23:00 |

第2条 寮生役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 寮長・・・舎監の指導の下に学寮の運営にあたる。
- (2) 副寮長・・・寮長を補佐して、学寮の運営にあたる。

第3条 届出を要する事項を次のとおり定める。

- (1) 外出する場合は、外出簿に記入のうえ、舎監へ届出る。
- (2) 外泊する場合は、外泊簿に記入のうえ、舎監へ届出る
- (3) 学習塾を希望する者は、事前に舎監に届出て舎監の許可を受けること。
- (4) 原則としてアルバイトは禁止とする。

第4条 学寮の閉寮を次のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合は、学校長と調整する。

- (1) 1学期終了日～2学期始業式前日午後(夏休み)
- (2) 2学期終了日～3学期始業式前日午後(冬休み)
- (3) 3学期終了日～1学期始業式前日午後(春休み)

第5条 給食日を次のとおり定める。

- (1) 前第4条で定めた閉寮日を除く毎月曜日から土曜日とする。ただし祝祭日は、給食はないものとする。

第6条 禁止事項を次のとおり定める。

- (1) 寮生以外学寮への立ち入り
- (2) 動物類の飼育
- (3) 暴力行為（理由を問わず）
- (4) 無断外出外泊
- (5) 飲酒
- (6) 喫煙
- (7) 電化製品の持込。（ただし、ラジオや教材用パソコン等は除くが、許可を得ること。）
- (8) その他、寮生としてふさわしくない行為。